

平成 25 年度第 1 回北広島市市民協働推進会議 会議概要

日 時	平成 25 年 5 月 29 日（水）午後 6：30～	
場 所	市役所本庁舎 2 階会議室	
出席者	委員 (5 名)	朝賀委員、中林委員、大橋委員、竹村委員、井関委員
	事務局	高橋企画財政部長、川口行政推進課長、杉山主査、宮村主任、高木主事
	傍聴者	なし
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 公益活動事業補助金交付要綱、事務要領、平成 25 年度応募の手引き及び協働事業提案制度実施要綱、平成 25 年度応募の手引きの改正について</p> <p>(2) 平成 25 年度北広島市市民協働推進会議の当面のスケジュールについて</p> <p>3 議案</p> <p>(1) 公益活動事業補助金審査要領及び協働事業提案制度審査要領の改正について</p> <p>(2) 6 月 9 日開催の事業報告会について</p> <p>(3) 平成 25 年度公益活動事業補助金及び協働事業提案制度の追加募集について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>	
配布資料	<p>【報告事項 (1) 資料】 公益活動事業補助金交付要綱、事務要領、平成 25 年度応募の手引き及び協働事業提案制度実施要綱、平成 25 年度応募の手引き</p> <p>【報告事項 (2) 資料】 平成 25 年度北広島市市民協働推進会議の当面のスケジュール</p> <p>【議案 (1) 資料 1】 北広島市公益活動事業補助金審査要領</p> <p>【議案 (1) 資料 2】 北広島市協働事業提案制度審査要領</p> <p>【議案 (2) 資料】 事業報告会留意事項</p>	

1. 開 会

事務局：会議の成立を報告。

2. 審議事項

会 長：只今より、平成 25 年度第 1 回市民協働推進会議を開催いたします。

始めに、お諮りしたい事項があります。

当会議につきましては、北広島市情報公開条例の趣旨に沿って、原則、会議内容を公開し、会議録を公表することに努めてきたところですが、会議の公開・非公開の決定については、「付属機関等の会議の公開に関する指針」において、審議する内容に応じて「付属機関等の会長等が当該会議に諮って行うものとする。」とされているところです。

そこで、本日は会議を公開し、議事録を公表するという形で進めたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委 員：異議なし。

会 長：それでは、報告事項（１）（２）について事務局に説明を求めます。

事務局：《報告事項（１）公益活動事業補助金交付要綱、事務要領、平成 25 年度応募に手引き及び協働事業提案制度実施要綱、平成 25 年度応募の手引きの改正について、資料で制度の概要とこれまでの経過、改正点を説明。続いて報告事項（２）平成 25 年度北広島市市民協働推進会議の当面のスケジュールについて資料で、応募の状況、会議の開催内容などを説明》

会 長：只今の事務局からの 2 つの報告事項の説明に関しまして、意見や質問はありますか。

事務局：昨年度につきましては補助金の見直し等、精力的に取り組んでいただいて、今回補助金の募集が何件か来てほしかったのですが、残念ながら 6 月 9 日に間に合うものはありませんでした。ただ、今後、養育里子自立支援を行っている NPO から申請が上がってくる可能性があります。話を聞くと申請書の書き方が難しいとか、プレゼンテーションにちょっと抵抗があるということでした。今後、行政推進課がサポートをする中で、申請をしてみたいということなので、お互い協力した中で近いうちに申請書をあげてもらって、早い段階でプレゼンテーションを行いたいと考えております。それで 6 月 9 日には残念ながら補助金の方ではなくて、昨年から実施している「きたひろ．TV」の事業評価 1 本になってしまったということです。以上です。

会 長：補足説明をいただきました。報告事項の（１）については、すでに我々が検討した結果をまとめていただいた資料の検討ですから異存はないことと思います。（２）当面のスケジュールについても補足説明いただきましたが、こちらの方は議案の（３）にも関係しておりますけれども何かご質問ご意見ございますか。

A 委員：先ほどの NPO 法人は、広報でその方は知って、声をかけてこちらの窓口にたどり着いたのですか。

事務局：NPO 法人については、こちらの方から NPO 法人さんにアポをとりましてお伺いして話を聞いたところです。この制度は平成 22 年度からやっていますので、前からご存知だったということです。理念的には大変素晴らしい考えだなと我々も共感したものですから、こういうのを使って活動を応援していきたいと思ったところです。

ご自宅を使われて、塾とおっしゃいましたけれども、そこにお子さんを読んでプリントとかも自分で作って印刷をして事業を行っているということです。

A委員：それは何年くらい前から

事務局：塾についてはここ2、3年くらいです。

NPOに認証されたのは平成22年です。それで、あとPRもしなければならぬため、ホームページも作成したとのこと。

A委員：ホームページはどういうところで検索したら良いのですか。

事務局：NPO名で検索すれば出てきますが、なかなか更新ができず、平成23年くらいで更新が止まっている状況です。

また、他にも何件かNPO法人をまわってみたのですが、やはり、北広島ではそのNPOの目的に沿った活動を皆さんしっかりやっているのです。ただ、この補助金にぴったり合うとなると、やはりなかなか少ない。他の補助金にある単発のイベント系のものと違って、継続的で、そして課題解決となると、やはりいろいろとまわってみても件数は少ないということです。

A委員：そうですか。

会長：国有林を伐採という団体の方は、これは追加申請する気はないのですか。

事務局：こちら、もし追加募集があれば声をかけてほしいということだったんですけども、具体的にどのような事業をこの補助金を使って展開していくのかということがまだはっきりしていませんでした。それについては事業の中身を詰めたうえでないとちょっと補助金は難しいかと考えています。単に失業者の方に給料を払うことを目的とするということであれば、就労支援ということでも視点を変えないと難しいと思います。

会長：いま、この追加募集の議題(3)の方と今の報告事項(2)がすごく絡んでいるんですけども、スケジュール的なことと絡んでいるんですけど、どうでしょうか。一緒に議題(3)と今のスケジュールのことと審議しましょうか。

会長：今の追加募集の議題(3)といま話のあったNPOを前提として、或いはひょっとしたらその森林の伐採の団体とか、或いは急にどこかいいところがクローズアップされるということがあって追加募集が成立する可能性もあるということで、期待を込めて追加募集を行うということにした方が良いか、それとも事務的にもう間に合わなかったのだから今回しようがないとバサッとやった方が良いか、その辺に関してご意見ございましたら。

B委員：追加募集、ぜひした方が良く私は思いますよ。ひとつお聞きしたのですが、1年継続実績ですか、そういうものとかいろいろなネックがあると思いますが、町内会はどうだんだんですかね。例えば、町内会が新たな事業をやるときに町内会としての事業は認められましたか。

事務局：町内会も公益活動団体ですので、新たに事業展開ということであれば、要件に合致すれば大丈夫です。ただ、活動の範囲が広域に及ぶという要件があります。もうひとつは、市民課の方で所管している「地域まちづくり推進事業補助金」というのがありますので、もし地域の中でということであればそちらを活用するという方法もあります。町内会であるからダメということは一切ありません。

会長：外周の遊歩道みたいなところを、第2住区か、第3住区の人が整備したのも、この補助金のひとつか。

事務局：具体的な事業はおさえていませんが、15件ほど対象になっています。

B委員：その要件はどのようなのですか。これとバランスがとれるか、かなりそちらが緩かったらそちらへ流れるというか、その辺の関係はどのようなのですか。

事務局：そちらの補助金は要件が緩いです。

B委員：いま、道都大学と市役所とで連携協定を結びましたね。それで、いま、道都大と私個人

的に相談を受けて考えていることで、エルフィン産業クラスター構想という研究会を立ち上げようと考えている。大学としてはリスクがあるわけで、そういうのはどうでしょうか。それで、地域の産業の活性化、ただ、市補助には自己資本が必要なもので、それは会費を集めて計画を作ってやるということです。

事務局：公益活動事業補助金の活動の種類として、経済活動の活性化を図る事業というのがございます。他に「テーマ設定型」の方でも「にぎわい」の関係で設定しています。このあたりは、事業の組み方によってあたるかあたらないかということもございますけれども。会費を出して足りない分を補助金で補う考えであれば当然、産・官・学の連携になるものと考えます。これは市としても重点プロジェクトに位置付けている事業ですが、実際はうまく回っていない、市の中でも課題となっている分野です。市の課題解決には大きく貢献していただける事業になると思います。

B委員：せっかくあるこの制度なので活用できるように。既存のNPOだけでなく。

事務局：そここのところで、今回の改正で1年以上継続している団体という要件を付けてしまったので、立ち上げの支援はできないということになってしまう。

会長：いかがでしょうか。そうしましたら追加募集はやるということでよろしいですか。

《全員一致》

会長：それでは追加募集を行うことになりました。追加募集のやり方とか、応募団体があつた場合のプレゼンテーションと審査の日程については、新体制で決めることとします。それでは報告事項は以上で終了ということにいたしまして、議案に入って参りたいと思います。

議案(1)について事務局から説明をお願いします。

事務局：《議案(1) 公益活動事業補助金審査要領及び協働事業提案制度審査要領の改正について、資料で説明。関連する6月9日の補足説明をして》

ここのポイントなのですが、第6の判定方法。これ去年、おとし、皆さんにやってもらったのですが、ここの解釈ですが、基準点は28点ですが基準点を越えたから単純に良いとか、28点未満だったら機械的にダメだということではなく、後段にあるように最終的には皆の点数を見比べた中で、全審査員協議のうえで採択する、あるいは採択しないを決めてほしいというような主旨です。以上です。

会長：両方一緒でいいですか。公益活動と協働事業と。補助金の制度は変えたのですが、審査要領はまだこれまで変えていませんでしたので、あわせてこちらの方も制度改正にあった形で変更したいという提案ですね。

A委員：審査採点を4段階になったところをもう一度お願いします。

事務局：改正前は「工夫次第で認められる」という文言になっていまして、これはいろいろな受け止め方ができると思うんです。それで工夫してやればよいのか。終わった後で直しましたということが出てくる場合もあるかと思うんです。他の市も見たんですけど「工夫次第で認められる」という表現を使っているところは無かったです。5段階評価とか、「どちらかといえば認められる」とか「どちらかといえば認められない」とかそういう表現になっているところが多いのでこのようにした方が、委員さん方も評価しやすいのではないかとということでこうしました。

A委員：わかりました。もう一歩進んで4段階評価ではなくて、これ3段階ではダメですか。0点というのは無くてもよいような気がするのですが。3点、2点、1点でよろしいのではないのですか。なぜ、4段階にした方がよいのですか。

事務局：「認めない」というのは、いらないということですか。

A委員：はい。なぜ、3段階でなくて4段階にする必要があったのかと思うのですけれど。

事務局：「認められる」と「認められない」というのが両端にあるとまず考えました。3段階にすると中間のところは、どちらとも言えないということになるのですが、どちらともいえないというのは、わかりにくいのではないかとということで、「どちらかといえば認められる」「どちらかといえば認められない」という方がより評価しやすいのではないかとというのが事務局の考えです。

A委員：これを現場で採点するときには困りはしないかと思うのです。4つにする必要がどこにあるのか、3つで良いのではないか。もし、そうだったら0点の「認められない」が無くても良いのかな。それでお互い共通認識ができるのではないか。なぜ4段階にしたのかなと思うのですけれど。人間やはり4つというよりも3つという方が頭の整理もしやすいです。現場でプレゼン聞きながらやるときに、この4つを考えながらやるのはかなり至難の業ではないかと思うのです。「認められない」と、「どちらかといえば認められない」とは同じようなものではないですか。そんなにバツサリ認められないということと最後0点にする必要がどこにあるのかなと。最後に判定方法なんですけれど「28点以上を基準とし」となっていますけれど、これはあくまでもみんな、今までの私の経験ではそれぞれの中で持っている基準があるものですから、高い人もいれば低い人もいるのですよ。そのものがダメだから低いのではなくて、自分の五感とかいろんなものに経験値に照らし合わせものの基準なものですから。それで4つに分けてしまうと、またまたそれは結構大変ではないかと思うのです。

事務局：グレーのところが大きくなるということ。

A委員：そうではなくて、実際に審議するときには、この4つはいるのかなと、3つでいいと思うのですけれど。

事務局：間に2つあるというよりは、中間があって両端があってという方がわかりやすいということですね。

単純に0点の部分削って、「どちらかといえば認められる」「どちらかといえば認められない」だけでよいということですか。

A委員：それで中身的なものはいいのではないかと思うのですけれど、どうでしょうか。

会 長：他市の審査基準は4段階評価が多いのですか。

事務局：5段階評価が多かったです。

C委員：5段階評価はどのような表現になっているのですか。

事務局：5段階は「特に優れている」「優れている」「普通」「あまり良くない」「良くない」です。

会 長：この4段階よりは5段階の方がわかりやすい気がする。3段階はどうですか。

事務局：あまりなかったです。

会 長：「どちらかといえば認められる」「どちらかといえば認められない」といったら何か難しいですね。

C委員：中間の両端に「大いに認められる」「認められない」という文言もわかるのです。なるほどと思うのです。でも委員が言ったように「認められない」というのはストレートですよね。もう本当に認められないということですよ。去年初めて審査して、審査するよりもこの言葉でどうしたらよいだろうと悩んだのが初めて経験で辛かったことかな。あいまいな言葉が無い方が意外に本当に頭の中が回転できるのかなと思いましたけれど。

会 長：もし、3段階にするとしたら、「大いに認められる」と「認められない」と中間が「ある程度認められる」とか「いくぶん認められる」とかになる。

D委員：委員のいうのはよくわかるのですけれども、採点とか審議する以上、0点を無くしたらいけないと思うのです。良いか悪いか判断するわけですから。市民の方の税金を預かって審査するわけですから、私は個人的にはもっと100点満点でも構わないし、点数が多い方が私は審査しやすい。

会 長：段階が多くてもよいということ。

D委員：多い方がよい。あまり少なくしてしまうと、今回は少ないと思うのですけれども応募がたくさんあったときに、選ぶときに点数の差がなく返って選びにくいと思います。3段階、5段階のどちらが良いか別にして、0点というのはつけておかななくてはいけないと思います。

会 長：A委員さん5段階でも構わないですか、はっきりすれば、それとも3段階にした方がよい。

A委員：私は一市民としては、上がってきたものに対してはみんな応援したいなという気持ち一杯あるのです。でも、ここで審査するということになるとうやほり点数をつけて審査をしないとならないし、それが高い点数だろうが低い点数だろうが、それは学校の点数とは違ってひとつの目安とするものです。最後の文言にありますけれどもその後でみんなで話し合うというそのことの方が大事だと思うのです。だから、ひとつの目安だから私は3段階で0点じゃなくても3, 2, 1点でそれで後でみんなですり合わせて話し合った、話し合うその時が一番大事だなと思うのです。

B委員：点数に幅があると誰かの委員が極端に0とかになると、もうそれで決まってしまうのです、大勢が。それなのでできるだけ曖昧な方が後で議論しやすい。まったく採択されないということではなくて、議論になりやすいということです。それで、「認められるか」「認められない」なのですけれども、「これ、おいしいな」とかいうものに0点ではなくて1点付けてやりたいとき、あとで議論したときに救われる可能性があるとおもいます。逆に「認められる」ひとつだけでなく、「ちょっと工夫が必要だな」とか。私はその前に税金をもらってやるこの事業、市長の公約にもあるこの事業、本当に重要だし、市民がより多く活用して市内を活性化した方がよいと思う。その時に前にあったこの「工夫次第で認められる」がなくなってしまう。個々人のところではなくなってもよいのだけれども、ぜひ審議したあと、ここを変えればみんなの中で採択される可能性があるというのは手間であっても事務局が救いあげる場が必要なのではないかと思う。そういう意味で、審議の方が重要だと思うので、点数は大勢をみる気持が必要だと思います。あまり点数に差がついてしまうと議論の余地はなくなってしまうと辛いなと思ひまして。ぜひ審議において敗者復活で修正申告を認めるというのを付け加えて。そうしないと全部良い悪いだけでバツサリしてしまうと申請する気概も失ってしまう。なかなか受けてくれない、バツサリ0点だったとかだと市民もやる気にならないのではないかと。気付いたことがあれば同じ市民同士ですから、ここを直せば汲み上げるよという場を、手間でしょうけれどあってほしいと思います。

会 長：今の意見は何段階がいいということ。

B委員：4段階で。いま「認められる」「認められない」なんですけれども、0点ではなく1点はやりたいなと。

会 長：事務局の原案で良いということ。

B委員：そういうことです。

D委員：第6の判定方法のところは28点以上を基準とし協議のうえ総合判定するという事なので、これは十分A委員やB委員の言う敗者復活という工夫次第で採用していくことだ

と思うので、点数でバツサリ切っているということではないと思うので、皆さん言われるほど逆に点数にこだわる必要もないのではないかと思います。点数は応募要綱のところで上がってきたひとつのひとつが合致しているかどうかということだと思うので、最終判定は第6のところにある「協議のうえ総合判定する」ということですから、点数はあくまで目安ですから、皆さんが言われるほどこの点数で切っているわけではないと思います。

会 長：ということは。

D委員：このままで結構ですし、皆さん5段階がいいというのであればそれで良いです。

会 長：C委員、どうしたら良いですか。

C委員：私は「認められない」という言葉はストレートだなと思いますが、いろいろ判断というものがありますし、このままだでも結構です。先ほどの普通、中間というのは定規で測るわけではないので、この点数というのは中間の悪い方なのか良い方なのか、普通の中でプラスとマイナスとに分かれる部分があります。この部分もなんとなく微妙に「どちらかというのと認められる」けれども、何かプラスにしたいなとか、もうちょっと工夫次第でという微妙な言葉なのかなと思うのですが、ここでプラス、マイナスの線引きをするというのがすごく難しいかなと思います。自分でどれがいいかというのと難しい。微妙な審査の方法が何かもうちょっとないのかなという気持もあります。

事務局：3段階でやる方がわかりやすいというのもわかります。ただ、3段階ですと○、×、△なのです。そうすると△というのは、どちらでもないというのが一般的なのです。ただ、どちらかというのと良いか悪いかという判定の評価をするのに4がいいか5がいいかという議論がありますけれど、3でいくと△、どちらとも判断できないものも点数化することにも繋がるのです。このため、どちらかというのと認めるか認めないがその絶対認めないのと中間の間をとると4つぐらいになる。結果的に求めているのはどちらかを認めるか認めないかという大きな流れの中の色合いを示しているのがここなのです。だから、聞いているのは2つ。良いか悪いかって聞いているのですが、それだとあまりにも落差が大きいので、どちらかというのと良い、どちらかというのと悪いになるのだと思います。

会 長：個人的にはこれまで5段階評価に慣れ親しんできていますから、両端があったらちょうど中間があって、さらにその中間くらいがあろうということで5段階くらいだと差をつけやすい。結構いいなと思って5にするか4にするかで分けることができるから差がつけやすくて、評価する側としてはあまり迷わなくてよい。自分の価値観を割合点数に正確に反映できるかなと思います。

B委員：事務局案に近いんですけど、例えば大いに認められるが2で、どちらかといえば認められるが1で、認められないが-1で、まったく認められないが-2とする。要するにプラスかマイナスで。合計してプラスだったら採択される側だし、-であれば採択されない。結局は○×選択に基本的にはなるのだけど曖昧な部分を残したいというのは正直いって審査員はあるのですよ。

事務局：また満点の60%を基準としていますよね。これは救おうとして書いているのです。単純に最初の点数だけで決めるのであれば、それは単純にプラス、マイナス。5段階評価であろうが何であろうが点数の多いのが良いということになるのです。この60%減までも、もう1回協議して総合判定で話し合っただけでまだ復活する余地があるよという意味合いにするので、マイナスにしようが1, 2, 3にしようが5, 4, 3, 2にしようが結局考え方の根底はそこにあるので、結果としては難しいのもわかるし、そこでいったんや

りつつも、下の部分も救おう、そこで総合評価判定でトータル的に決めようというのが基本的な考えだと思います。

会 長：それは誰も異論はないでしょう。それは点数でバサッと行くのではないということはお互いに合意できていますから。ただ、採点するとき一応点数を付けなくてはいけないので、その時は採点者として付けやすい、自分の判断がしやすい表現になっていた方がよいだろうということが今ひとつ摺り合わせが難しいのです。

A委員：この採点したものは公表されませんよね。

B委員：数学的に言うと「認められる」が3点、2点だと「認められない」が1点、0点だ。これを合計、平均するとおそらく認められる方がかなり点数多くなる。60%以上になると思う。3点と2点を足すと5点、1点と0点では1点だから5対1の戦いになるわけです。圧倒的に認められるわけですよ。平均にばらけているとしたらかなりの高い点数になる確率が高い。

C委員：「認められる」「認められない」というのはスパッと分れる。中間というのはすごい選ぶのが難しい。

会 長：4段階の方が良いということですか。

B委員：仮に、委員4人いるから一人が3、2、1、0と入れると、「認められる」と「認められない」が半々なのに足すと83%になるんですよ。全体合計6で「認められる」が5、6分の5なのです。フィフティ・フィフティのはずなのに6分の5の数字になると点数で言うと80点になるんですよ。これは相当救い上げる主旨になっていると思います。

会 長：どうでしょうか。まとめにくいですね。3段階でないと絶対困るとかいうわけでもないし、4段階でないと絶対いやだというわけでもないし、真ん中があった方がよいのか無いのか、これも意見は分かれているし、どうしたらいい。

会長一任ということによろしいのであれば、これほど分かれていて、絶対ということがないのであれば、いろいろな他とのバランスだとか考えて作っていただいた事務局の案でいってみて、もしどうしても不都合があればまたその時に審議をするということによろしいのではないかと。会長案ですけれど、そんなことでいかがでしょうか。

全 員：よろしいです。

会 長：事務局原案通りということで、この審査要領の方は決着がつけました。協働事業の方についてもよろしいですね。

《全員一致》

会 長：6月9日開催の事業報告会について、これもある程度先ほどお話があったのですが、もう1回事務局からお願いいたします

事務局：《議案(2)6月9日開催の事業報告会について、資料で説明》

会 長：ということで、ちょっとさみしい感じのプログラムになりましたけれども、ITネットワークさんの報告プレゼンテーションをして、その後、事業評価シート1枚作るということ。何段階評価でなくて結果評価ですから、午前中に終わるでしょう。ご意見ご質問はありますか。

《全員なし》

会 長：6月9日のことはそれによろしいということで、議題(3)については先に決着がついていますので、用意された議題の方は終わったことになります。それ以外に事務局から何かございましたらお願いします。

事務局：その他ということで、冒頭説明したように6月14日で委員2名の改選が出てくるので広報等で募集している段階です。NPO法人から補助金申請が出てくるであろうというこ

とで、事務局としても早急に委員を選んでプレゼンテーションに臨みたいと考えています。

その他について、要綱要領の部分なのですが、公益活動団体の定義がちょっと曖昧だなということ。具体的に言うと、当市の公益活動団体の定義からいうと政治団体、宗教団体が入ることになります。他市町村によっては除いている所もあります。そういった部分を含めて要綱の定義の改正とか出てくるのではないかな。

そしてもうひとつ大きなものとして、市の広報紙の協働事業で全国でも1、2例しかないのですが、NPO 法人が編集業務をやっています。それで担当の方からその協働の在り方の評価をしてほしいとの依頼が来ていますので、今年度のどこかで評価が出てくるかなと考えています。

委員については広報で募集し、今1名が名のりをあげてくれているのですがあと1名募集したいので皆さんの協力をいただきたいと思います。以上です。

会 長：ありがとうございました。委員で適任だと思う方がありましたら事務局の方にできるだけ早くご一報くださいということでした。あと何かございますか。

そうしましたら次回は6月9日、場所が中央会館1階ということを確認して、これで第1回の会議は以上で終了します。どうもお疲れ様でした。

会議録署名委員
